

説明資料

議第 77・78 号関連

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

(令和 4 年 第 4 回定例会資料)

令和 4 年 11 月 14 日 (月)

経営企画部 企画課 (定住自立圏推進室)

議第 77 号

変更後	変更前
<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】</p> <p>(略)</p> <p><u>【地域内外の住民との交流・移住促進】</u></p> <p>・多文化共生の推進</p> <p>a 内容</p> <p><u>地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。</u></p> <p>b 甲の役割</p> <p><u>日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。</u></p> <p>c 乙の役割</p> <p><u>日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) (略)</p>

附 則

この協定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第78号

変更後	変更前
<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>【地域公共交通】</p> <p>・ <u>圏域公共交通の整備</u></p> <p>a <u>取組みの内容</u></p> <p><u>圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。</u></p> <p>b <u>甲の役割</u></p> <p><u>圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。</u></p> <p>c <u>乙の役割</u></p> <p><u>圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。</u></p> <p>【デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備】</p> <p>(略)</p>	<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>【デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備】</p> <p>(略)</p>

附 則

この協定は、令和5年4月1日から施行する。